

令和 7 年度

公安委員会及び警察本部長（実施機関）  
が行う事務事業評価に関する実施計画

長崎県公安委員会・長崎県警察本部

# 令和7年度

## 公安委員会及び警察本部長（実施機関）が行う事務事業評価に関する実施計画

	目 次	頁
1 趣旨	-----	1
2 基本的な考え方	-----	1
3 評価の対象	-----	1
4 評価の単位	-----	1
5 評価の実施方法	-----	1
6 実施機関が行う政策評価の結果に対する対応	-----	4
7 長崎県政策評価委員会の意見に対する対応	-----	4
8 政策評価に関する情報の公表	-----	4
9 留意事項	-----	4
10 実施に係る細目	-----	5
別表1 事業群評価の対象から除く事務事業	-----	6
(様式1) 事業群評価調書（令和7年度）	-----	7
(様式2) 事業評価調書〔途中評価〕（令和7年度） [指定管理者制度導入施設] [A調書]	-----	10
(様式3) 事業評価調書〔途中評価〕（令和7年度） [指定管理者制度導入施設] [B調書]	-----	14

# 令和7年度

## 公安委員会及び警察本部長（実施機関）が行う事務事業評価に関する実施計画

### 1 趣旨

長崎県政策評価条例（平成18年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、公安委員会及び警察本部長が行う令和7年度の事務事業評価に関する実施計画を定める。

### 2 基本的な考え方

効果的かつ効率的な行政の推進と県民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現を図るためにには、社会経済情勢の変化や県民ニーズなどに適切に対応するとともに、限られた予算や人員等の行政資源を有効に活用し、重点的な事業展開を図ることが必要である。

したがって、事務事業の評価に当たっては、長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025（以下「総合計画」という。）や各部局の個別計画を始めとする各種計画、長崎県行財政運営プラン2025、県議会での議論、監査委員や包括外部監査の意見・指摘、県政アンケート調査の結果等を踏まえつつ、事務事業の成果等を検証し、必要性、効率性及び有効性等の観点から評価を行うものとし、事業の見直しや改善をなお一層推進していくものとする。

### 3 評価の対象

- (1) 基本方針第2の2の2-1（2）に規定しているとおり、評価の対象は、原則として、総合計画に掲げる施策の下に位置づけられる事業群を推進する令和7年度当初及び6月までに措置された補正予算計上事業並びに令和6年度終了事業とする。ただし、別表1（「事業群評価の対象から除く事務事業」）の事業項目に該当する事業は、評価の対象から除くものとする。
- (2) 指定管理者制度導入施設の評価（事務事業評価の特定分野の評価として実施）については、制度導入2年度目以降の全施設（県予算の計上が無い施設を含む。）を対象に途中評価を行うものとする。

### 4 評価の単位

原則として総合計画に掲げる施策の下に位置づけられる事業群を評価の単位とするが、事業群を推進する事業が極端に多い場合や少ない場合は、必要に応じて分割又は統合できるものとする。個別事業については予算事項を評価の対象とするが、事業内容、成果の把握や指標の設定等に当たり、予算事項単位によることが適当でない場合は、必要に応じて分割又は統合ができるものとする。

また、指定管理者制度導入施設の評価においては、個々の施設を単位とする。

### 5 評価の実施方法

#### (1) 事務事業評価の観点

##### ア 事業群評価

基本方針第2の2の2-2（1）に規定する評価の観点（必要性、効率性、有効性、事業構築の視点等の観点）に沿って、事業群全体で構成する事業を俯瞰し、事業の方向性について評価を行うものとする。

##### （ア）必要性

目的、手段、関与の事項について、事業実施の前提条件となる必要性を以下のとおり評価するものとする。

- ①目的：事業群の目標達成及び課題解決を念頭に、社会環境の変化や県民ニーズから見た事業の妥当性を評価する。
- ②手段：時代変化や制度改正への対応から見た事業内容の妥当性を評価する。
- ③関与：「県と民間・市町村との役割分担（公的関与の判断基準）について」（平成15年12月24日 長崎県総務部財政課（以下「財政課」という。）策定）の判断基準を踏まえ、行政が担う必要があるのか、県が行わなければならない事業か、補助事業化・民間委託化等の余地はないか、民間（NPOなど）との協働により実施できないかなどについて評価する。

(イ) 効率性

投入した行政資源（予算や人員など）に対して、行政活動が効率的に実施されているか、事業コストを削減する代替手法がないかなどについて評価するものとする。

(ウ) 有効性

事業群の目標達成、課題解決に十分寄与する手法となっているか、事業の目的に対して、実際にどの程度の成果が上がっているか、手法は、成果指標の目標達成に寄与する手法となっているか、他の手段や類似事業（他部局等や他県の例など）との比較検討の結果、事業効果を更に上げる余地はないかなどについて評価するものとする。

(エ) 事業構築の視点

事業群評価の実施に際しては、全庁的に事業構築に関して重視すべき視点及び部（課）の特徴に応じて設定した重視すべき視点により評価するものとする。

- ①事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ②指標の進捗状況に応じて、その要因分析及び更に高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦戦略的に関係者の行動を引き出しているか。
- ⑧国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しになっているか。

(オ) その他

以上の観点のほか、公平性・優先性など事務事業の特性に応じて、評価に必要な観点を適宜設定して評価を行うものとする。

なお、公平性・優先性の観点としては、以下のものが考えられる。

- ①公平性：行政目的に照らし、事務事業の効果や費用の負担が公平に分配されるものとなっているのか、又は実際に得られているかなどについて

評価する。

- ② 優先性：これまで整理した評価の観点や視点からの評価を踏まえ、事業群全体として、可能な限り予算・人員を増加させない方向でスクラップアンドビルトの徹底を意識し、どの事務事業を他の事務事業よりも優先すべきかについて評価する。

#### イ 指定管理者制度導入施設の評価

基本方針第2の2の2－2（1）に規定する評価の観点（必要性、効率性、有効性等の観点）に沿って、以下のとおり評価を行うものとする。

##### （ア）必要性

目的、手段、関与の事項について、事業実施の前提条件となる必要性を以下のとおり評価するものとする。

①目的：社会環境の変化や県民ニーズから見た事業の妥当性を評価する。

②手段：時代変化や制度改革への対応から見た事業内容の妥当性を評価する。

③関与：「県と民間・市町村との役割分担（公的関与の判断基準）について」

（平成15年12月24日 財政課策定）の判断基準を踏まえ、行政が担う必要があるのか、県が行わなければならない事業か、補助事業化・民間委託化等の余地はないか、民間（NPOなど）との協働により実施できないかなどについて評価する。

##### （イ）効率性

投入した行政資源（予算や人員など）に対して、行政活動が効率的に実施されているか、事業コストを削減する代替手法がないかなどについて評価するものとする。

##### （ウ）有効性

事業の目的に対して、実際にどの程度の成果が上がっているか、手法は成果目標の目標達成に寄与する手法となっているか、他の手段や類似事業（他部局等や他県の例など）との比較検討の結果、事業効果を更に上げる余地はないかなどについて評価するものとする。

##### （エ）その他

以上の観点のほか、公平性・優先性など事務事業の特性に応じて、評価に必要な観点を適宜設定して評価を行うものとする。

なお、公平性・優先性の観点としては、以下のものが考えられる。

①公平性：行政目的に照らし、事務事業の効果や費用の負担が公平に分配されるものとなっているのか、又は実際に得られているかなどについて評価する。

②優先性：これまで整理した評価の観点や視点からの評価を踏まえて、当該事務事業を他の事務事業よりも優先すべきかについて評価する。

#### （2）事務事業評価を行うときの評価調書の作成及び作成調書の知事への送付

##### ア 事業群評価

評価は、事務事業を所管する課長等が協力して行い、評価調書（別紙「様式1」）を作成するものとする。取りまとめは、事業群の数値目標を所管する課が行うものとする。

作成した評価調書は、別途指定する期日までに会計課に提出するものとし、同課はそれらを取りまとめ、知事（財政課）に提出するものとする。

提出した調書の記述等については、内容の統一性等を踏まえ、必要により調整〔事務事業を所管する課等と財政課との間で調整〕を行うものとする。

#### イ 指定管理者制度導入施設の評価

評価は、事務事業を所管する課長等が行い、以下に定める評価調書を作成するものとする。

作成した評価調書は、別途指定する期日までに財政課に提出するものとする。

提出された調書の記述等については、内容の統一性等を踏まえ、必要により調整〔事務事業を所管する課等と財政課との間で調整〕を行うものとする。

##### (ア) 事業評価調書〔指定管理者制度導入施設〕〔A調書〕

・・・・・ (別紙「様式2」)

指定管理者制度を導入した施設のうち、下記に該当する施設について評価を行うときには、「様式2」の評価調書を作成するものとする。

○令和6年度の指定管理者が行う管理運営に要した額と県が管理運営負担金として負担する額とは別に直接負担する額（「2 施設の概要」－「県予算」－「その他」の欄の額）の合計額が10,000千円以上の施設

##### (イ) 事業評価調書〔指定管理者制度導入施設〕〔B調書〕

・・・・・ (別紙「様式3」)

指定管理者制度を導入した施設のうち、A調書作成の対象外の施設について評価を行うときには、「様式3」の評価調書を作成するものとする。

※ 知事が行う政策評価結果の評価調書への記述等について

県政の統一性を確保するなどの観点から、知事が必要であると認め、政策評価を行った場合は、別途指示する方法により評価調書へ必要事項を記載するものとする。

### 6 実施機関が行う政策評価の結果に対する対応

事務事業を所管する課長等は、知事（財政課）が別途通知する報告書様式により、継続事業の途中評価の結果に対する反映状況等を整理して、別途指示された期日までに会計課に提出するものとし、同課はそれらを取りまとめ、知事（財政課）に報告書を提出するものとする。

### 7 長崎県政策評価委員会の意見に対する対応

事務事業を所管する課長等は、知事（財政課）が別途通知する報告書様式により、委員会からの意見に対する県の考え方（対応）を整理して、別途指示された期日までに会計課に提出するものとし、同課はそれらを取りまとめ、知事（財政課）に報告書を提出するものとする。

### 8 政策評価に関する情報の公表

知事が行う事務事業評価の結果に係る意見募集において、事務事業を所管する課長等は、各事業に関連する意見が寄せられた場合、知事（財政課）が別途通知する報告書様式により、考え方（対応）を整理して別途指示された期日までに会計課に提出するものとし、同課はそれらを取りまとめ、知事（財政課）に報告書を提出するものとする。

### 9 留意事項

(1) 事務事業を所管する課長等は、知事（財政課）が取りまとめ、公表する政策評価に関する情報（評価調書や評価の結果に関連する情報をはじめ、基本方針や実施計画、委員会の意見とそれに対する考え方（対応）など）について、県民にとって分かりやすく客観的な記述となるよう努めるものとする。

(2) 継続事業の途中評価結果を公表してから令和8年度の当初予算要求時までの間に、評価結果として公表した令和8年度事業の実施に向けた方向性の記述内容に大きな変更や追加が生じる場合には、速やかに知事（財政課）に報告するものとする。

## 10 実施に係る細目

この実施計画の定めるもののほか、事務事業評価の実施に必要な事項については、別に定めることができるるものとする。

別表1 事業群評価の対象から除く事務事業

事業項目	
1	公債費
2	不動産投資償還金
3	県税関係清（精）算金、交付金、還付金
4	過年度貸付分利子補給金
5	予備費
6	総務運営費（専ら課の運営事務費であり名称の如何を問わない。）
7	災害復旧費
8	100%国庫・受託等事業で、事業群に位置づけられないもの
9	国直轄事業負担金
10	庁舎の維持管理費
11	許認可・国家資格試験事務関係経費
12	その他、法令等に基づく事業で、事業群に位置づけられないもの

## 事業群評価調書(令和7年度実施)

基本戦略名		事業群主管所属・課(室)長名		
施策名		事業群関係課(室)		
事業群名		令和6年度事業費(千円)	※下記「2. 令和6年度取組実績」の事業費(R6実績)の合計額	0

### 1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025 本文)		(取組項目)		(進捗状況の分析)				
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
	目標値①							(R )
	実績値② (R )							進捗状況
その他関連指標	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)
	目標値①							(R )
	実績値② (R )							進捗状況

### 2. 令和6年度取組実績(令和7年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業 事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要  令和6年度事業の実施状況 (令和7年度新規・補正事業は事業内容)  事業実施の根拠法令等	主な指標	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和6年度事業の成果等  ●事業の成果  ●事業群の目標達成への寄与			
			R5実績	うち 一般財源	人件費 (参考)			R5目標	R5実績	達成率				
			R6実績					R6目標	R6実績					
			R7計画					R7目標						
			事業期間					事業対象						
			法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)			【活動指標】						
						●事業内容	●実施状況				●事業の成果			
						【成果指標】					●事業群の目標達成への寄与			

				●事業内容	【活動指標】			●事業の成果
				●実施状況				●事業群の目標達成への寄与
				●事業内容	【成果指標】			●事業の成果
				●実施状況				●事業群の目標達成への寄与
				●事業内容	【活動指標】			●事業の成果
				●実施状況				●事業群の目標達成への寄与

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
ii	●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性

### 4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業番号	事業事業名 事業期間 所管課(室)名	令和7年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和7年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和8年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分


注:「2. 令和6年度取組実績」に記載している事業のうち、令和6年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

#### 【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戰略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改革要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点

〔指定管理者制度導入施設〕〔A調書〕

**事業評価調書〔途中評価〕(令和7年度)**

**1. 施設の名称等**

施設名称	
所在地	

事業所管	
課(室)長名	

総合計画上の位置づけ	基本戦略		
	施策		
	事業群		

**2. 施設の概要**

設置年月日	年　月　日
設置法令等	
設置目的	
利用対象者等	
施設内容	
施設の利用 料金体系	
類似施設の 設置状況	

県 予 算	区分		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)
	財 源	国庫					
内 訳	その他( )						
	一般財源						
事業費<A>			0	0	0	0	0
	内 訳	管理運営負担金					
その他( )							
	人件費<B>						
合計<C=A+B>		0	0	0	0	0	0
単位あたりコスト							

(説明) 「」 = C ÷ ( )

**3. 指定管理者の概要**

指定管理者 の名称等	《所在地》
	《名称》
	《代表者氏名》
指定期間	年　月　日～年　月　日
業務	
利用料金制	導入済　未導入　選定方法　公募　非公募

**4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況**

成果指標の達成状況	①		(目標値の根拠)		<令和6年度実施における変更点>		
	②						
	③						
実　績		単位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)
①	a 目標値						
	b 実績値						
	c 達成率b/a	%					
②	a 目標値						
	b 実績値						
	c 達成率b/a	%					
③	a 目標値						
	b 実績値						
	c 達成率b/a	%					

指定管理者の収支状況	事業計画 (R6)		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)
	(千円)	実績－計画					
利用料金		0					
県負担金		0					
その他		0					
収入計a	0	0	0	0	0	0	0
支出b		0					
うち人件費		0					
収支a-b	0	0	0	0	0	0	0
配置職員数 (人)	常勤 非常勤	0 非常勤	常勤 非常勤	常勤 非常勤	常勤 非常勤	常勤 非常勤	常勤 非常勤

※（注記事項があれば記載）

《表その2：管理運営負担金の対象事業を定めている場合は、次の表を使用する。》

指定管理者の収支状況	事業計画 (R6)		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)
	(千円)	実績－計画					
負担金事業	県負担金 その他	0 0	0				
収入計a	0	0	0	0	0	0	0
支出b		0					
うち人件費		0					
収支a-b	0	0	0	0	0	0	0
その他事業	利用料金 その他	0 0					
収入計c	0	0	0	0	0	0	0
支出d		0					
うち人件費		0					
収支c-d	0	0	0	0	0	0	0
配置職員数 (人)	常勤 非常勤	0 非常勤	常勤 非常勤	常勤 非常勤	常勤 非常勤	常勤 非常勤	常勤 非常勤

5. 令和6年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計画		実績			
	<指定管理者実施分>		<指定管理者実施分>			
	① ② ③ ④		① ② ③ ④			
<県実施分>		<県実施分>				
① ②		① ②				
検証						

収支計画・実績				
収支の状況	<指定管理者実施分>			
	(単位：千円)			
	主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等
	収入 a			
	うち○○			
	うち△△			
	支出 b			
	うち××			
	うち□□			
	収支a-b	0	0	
<県実施分>				
検 証				
指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価 (説明)				

## 6. 令和7年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容

7. 令和7年度事業の評価			
※評価区分 (a : 行われている、b : 一部行われていない、c : 行われていない)			
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視点	評価	判定理由
	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。		
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。		
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。		
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。		
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。		
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。		
	(その他の観点)		

	視点	評価	理由
施設の在り方についての評価	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている	
	・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない	
	・市町または民間に移管・移譲することが適當（可能）ではないか。	a. 適當（可能）でない b. 一部適當（可能）でない c. 適當（可能）である	
効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない	
	・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量により大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる	
有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない	
	・事業効果をさらに上げる余地はないか。	a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある	
(その他の観点)			

## 8. 令和8年度事業の実施に向けた方向性

区分	現状維持	改善	移管	廃止
(説明：令和8年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
(上段に加え、成果指標達成状況が「未達成」であるのに現状維持の場合はその理由を以下に記載)				

## 事業評価調書〔途中評価〕（令和7年度）

## 1. 施設の名称等

施設名称	
所在地	

事業所管	
課（室）長名	

総合計画上の位置づけ	基本戦略		
	施策		
	事業群		

## 2. 施設の概要

設置年月日	年　月　日
設置法令等	
設置目的	
利用対象者等	
施設内容	
施設の利用料金体系	
類似施設の設置状況	

県 予 算	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (計画)
	(単位：千円)					
財源	国庫					
内訳	その他( )					
	一般財源					
	事業費<A>	0	0	0	0	0
	管理運営負担金					
	その他( )					
	人件費<B>					
	合計<C=A+B>	0	0	0	0	0
	単位あたりコスト					
(説明) 「 」 = C ÷ ( )						

## 3. 指定管理者の概要

指定管理者 の名称等	《所在地》
	《名称》
	《代表者氏名》
指定期間	年　月　日　～　年　月　日
業務	
利用料金制	導入済　未導入　選定方法　公募　非公募

#### 4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	①	(目標値の根拠)		<令和6年度実施における変更点>		
	②					
	③					
	実 績	単位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)
①	a 目標値					
	b 実績値					
	c 達成率b/a %	%				
	a 目標値					
	b 実績値					
	c 達成率b/a %	%				
	a 目標値					
	b 実績値					
	c 達成率b/a %	%				
指定管理者の収支状況	事業計画 (R6)		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)
	(千円)	実績－計画				令和7年度 (計画)
利用料金		0				
県負担金		0				
その他		0				
収入計a	0	0	0	0	0	0
支出b		0				
うち人件費		0				
収支a-b	0	0	0	0	0	0
配置職員数 (人)	常勤 非常勤	0 非常勤	常勤 非常勤	常勤 非常勤	常勤 非常勤	常勤 非常勤

※(注記事項があれば記載)

#### 5. 令和6年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計 画	実 績
	<指定管理者実施分> ① ② ③ ④	<指定管理者実施分> ① ② ③ ④
	<県実施分> ① ②	<県実施分> ① ②
	指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価	
(説明) ※管理運営の状況や収支の状況の検証結果、成果指標の達成状況等を踏まえて記載		

#### 6. 令和7年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容

## 7. 令和7年度事業の評価

指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視点	評価	視点	評価
	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。		必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。			・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。			・市町または民間に移管・移譲することが適當（可能）ではないか。
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。		施設の在り方にについての評価	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。		効率性	・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量により大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。		有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。 ・事業効果をさらに上げる余地はないか。
	(その他の観点)			(その他の観点)

※評価区分（a : 行われている、b : 一部行われていない、c : 行われていない）

## 8. 令和8年度事業の実施に向けた方向性

区分	現状維持	改善	移管	廃止
(説明：令和7年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
(上段に加え、成果指標達成状況が「未達成」であるのに現状維持の場合はその理由を以下に記載)				